

令和 4 年度第 1 回公立沖縄北部医療センター 整備協議会資料

議題 一部事務組合の規約案について P.1

報告事項

(1)基本設計業務委託の公募について P.8

(2)県議会及び市町村議会への説明状況について . . . P.12

(3)転籍意向調査について P.14

(4)整備予算の確保について P.15

令和 4 年 6 月 3 日

公立沖縄北部医療センター整備協議会

議題 一部事務組合の規約案について

1 協議内容

令和5年度の一部事務組合(沖縄県北部医療組合)の設置に向け、規約案の内容について了承を得る。

2 規約案のポイント

規約で定めるべき事項のうち、主な事項は以下のとおり。

- (1) 組合を組織する地方公共団体(第2条関係)
- (2) 組合の共同処理する事務(第3条関係)
- (3) 組合の議会の組織(第5条関係)
- (4) 組合の執行機関の組織(第8条、第9条及び第10条関係)
- (5) 経費の支弁方法(負担金)(第13条関係)

それぞれの項目の詳細について、次ページ以降で説明。

組合を組織する地方公共団体について(規約第2条)

組合を組織する地方公共団体(構成団体)を、以下のとおり定めた。

規約第2条 組合は、沖縄県、名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村及び伊是名村(以下「関係地方公共団体」という。)をもって組織する。

《考え方》

- 1 「北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書」に基づき、北部医療センターの設置主体となる一部事務組合の構成団体を定める。

組合の共同処理する事務について(規約第3条)

組合の共同処理する事務を以下のとおり整理した。

- (1) 北部医療センターの建設整備及び管理運営に関すること。
- (2) 北部医療センター附属診療所の建設整備及び管理運営に関すること。
- (3) 北部医療センター及び附属診療所における医療従事者の確保に関すること。

《考え方》

- 1 北部医療センターの設置主体としての役割として、北部医療センター及び北部医療センター附属診療所の建設整備及び管理運営の事務を規定する。
- 2 本県の離島を抱える特殊性から医療従事者の確保は重要な課題であり、設置者としての役割を明確にするため、第3号で医療従事者の確保について規定する。

組合の議会の組織について(規約第5条)

組合の議会の組織について、以下のとおり整理した。

1 組合議員の定数 14人

(構成)

沖縄県議会議員 2人

北部12市町村のそれぞれの議会から1人ずつ 12人

《考え方》

- 1 構成団体の意見を反映させるため、少なくとも構成団体から1人は必要。
- 2 県は、組合への職員派遣や経費負担において主導的な役割を持つことから、県議会からの選出を2人とする。
- 3 県議会から2人、北部12市町村のそれぞれの議会から1人ずつ選出した場合は、議員定数は14人となり、病院の効率的な経営、北部圏域の実情に即した医療の提供、設備投資計画等に対するチェック機能を十分に果たすことができると考えられる。

県議会及び名護市議会から議員定数について意見があり、引き続き調整が必要。

組合の執行機関の組織について(規約第8条、第9条及び第10条)

組合の執行機関の組織について、以下のとおり整理した。

1 管理者	沖縄県知事	
副管理者	沖縄県副知事、名護市長	
会計管理者	の会計管理者が兼務	は調整中

《考え方》

- 1 北部医療センターは北部圏域の基幹病院となることから、医療提供体制の確保を図るための施策を実施する県の役割・立場に鑑みて、管理者は沖縄県知事とする。
- 2 管理者に事故があるとき又は欠けたときの職務を代行する副管理者は、沖縄県副知事及び病院所在地の名護市長とする。

経費の支弁方法について(規約第13条)

組合の経費の支弁方法について、以下のとおり定めた。

規約第13条 組合の経費は、組合の事業から生ずる収入、補助金、地方債、負担金その他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金は、組合が北部医療センター及び附属診療所を運営することにより国から地方公共団体に交付される地方交付税の相当額とする。ただし、当該相当額だけで不足する場合は、当該不足分は県が負担するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、北部医療センターの整備費用に係る借入金の償還に対する支援は、県が行う。

4 前2項の経費の額は、組合が関係地方公共団体と協議して定める。

《考え方》

1 「北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書」に基づき、構成団体の負担金算定の考え方を定める。

- 2 基本合意書第5条第3項で「当該相当額だけで不足する場合は、当該不足分は県が負担するものとする。」と記載しているが、規約案でも同様に明記する。

また、病院建設以外の宿泊施設の整備など、基本合意書の締結時点で協議が行われていない事項等については、基本合意書第18条の規定に基づき、その都度、構成団体の負担の在り方も含め協議を行うこととする。

- 3 第2項の地方交付税の相当額及び第3項の整備費用に係る借入金の償還に対する県の支援額は、組合が毎年度、関係地方公共団体と協議して定める。

報告事項

(1)基本設計業務委託の公募について

(2)県議会及び市町村議会への説明状況について

(3)転籍意向調査について

(4)整備予算の確保について

報告（１） 基本設計業務委託の公募について

1 事業目的

公立沖縄北部医療センターは、北部医療圏における慢性的な医師不足の解消等、安定的かつ効率的で地域完結型の医療提供体制を構築することを目的として整備する。

2 建築計画

(1) 事業内容

概算事業費：約279億円（備品購入費含む）

敷地面積：約10.6万㎡

延べ面積：約4万㎡

(2) 建築内容

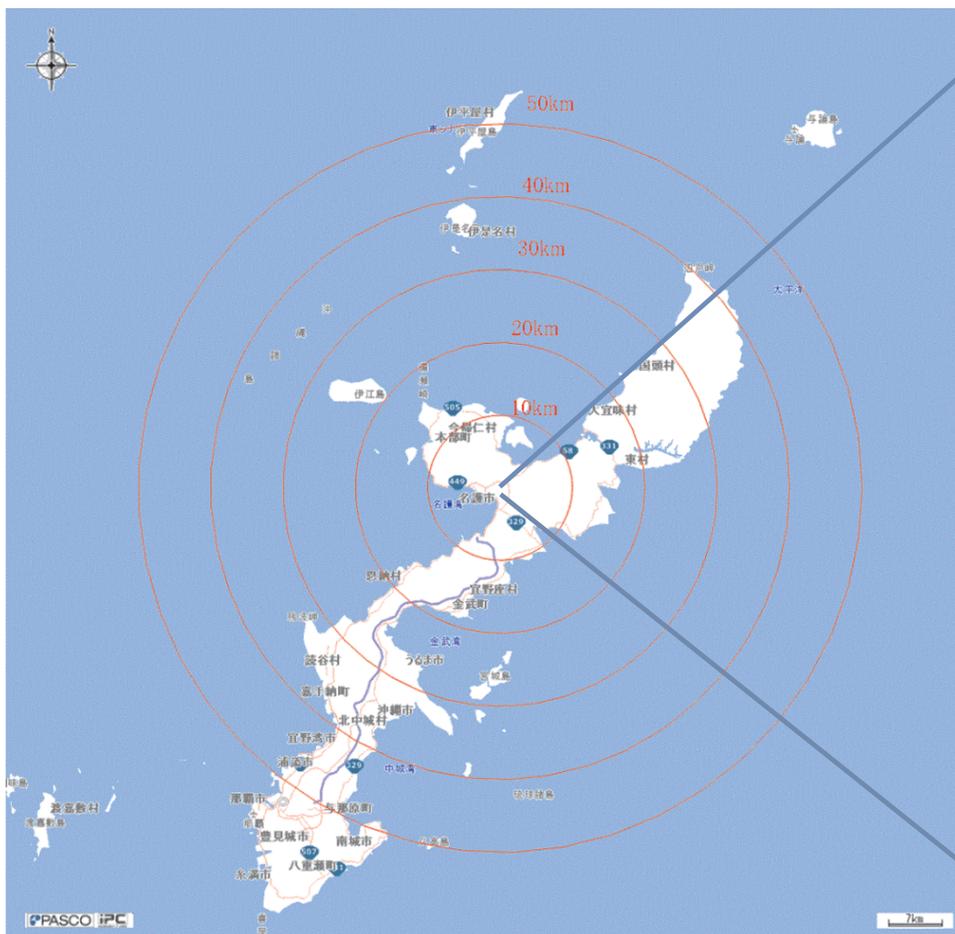
診療棟：地上4～8階建て、免震構造

別館棟：地上4階建て

エネルギー棟：地上2階建て

その他の施設：院内保育所、研修生寮、駐車場、ヘリポート等

【建設予定地と本島内各エリアとの距離】



【公立沖縄北部医療センターの位置】



3 基本設計業務委託の発注方針

(1) 発注概要

- ア 設計額 : 約 1 億 6 千万円
- イ 設計期間 : 令和 4 年 9 月頃 ~ 令和 5 年 3 月末まで (約 7 ヶ月)
- ウ 発注方式 : プロポーザル方式
- エ 手続期間 : 令和 4 年 6 月中旬 手続き開始の公告
 - // 8 月初旬 技術提案書ヒアリング
 - // 8 月中旬 設計者の決定、契約

(2) プロポーザルの実施方針

- ア 参加表明のあった企業について書類審査を行い、3 から 5 者程度を選定
- イ 学識経験者等で構成する審査委員会で採点、ヒアリングを行い、最も優れた提案を行った者と契約

(3) 審査委員会

学識経験者、医療関係者及び行政関係者を中心に構成

(4) 参加企業に求める入札参加資格の主な要件

ア 2～3者設計共同体（JV方式）

イ 構成企業の内、1者以上は県内に本社、又は主たる営業所がある企業

(5) 管理技術者及び主任担当技術者に求める主な要件

ア 1級建築士等の設計に必要な資格を有すること

イ 過去20年間の間に、救急告示医療機関として指定を受けた総合病院の設計を行った実績を有すること（規模及び件数により配点）

(6) 技術提案書の提出を求めるテーマ

技術提案を求めるテーマは、当該設計を行う際の課題解決等のテーマを3題程度
想定

(7) その他

審査委員名、具体的な要件等の詳細については、当該プロポーザルの手続き開始の公告時に公表

報告（２） 県議会及び市町村議会への説明状況について

1 目的

県議会議員及び北部12市町村議会議員に、北部医療センターの取組状況、整備基本計画、一部事務組合の規約案等の内容について理解を深めてもらう。

2 主な説明内容

(1) 病院整備の全体スケジュール

(2) 整備基本計画

ア 病床数、診療科目、職員数、延床面積

イ 設置主体、運営主体

ウ 整備費用

(3) 一部事務組合

ア 設置スケジュール

イ 規約案

ウ 負担金

3 実施状況

協議会開催(6月3日)時点で10団体で実施済み。残り3団体は6月中に実施予定。

No	構成団体名	実施時期
1	沖縄県議会	会派ごと
-	ていーだ平和ネット	4月28日
-	日本共産党沖縄県議会議員団	5月12日
-	立憲おきなわ	5月10日
-	おきなわ南風	4月27日
-	沖縄・自民党	5月16日
-	公明党	4月28日
-	無所属の会	5月2日
2	名護市議会	5月26日
3	国頭村議会	5月11日

No	構成団体名	実施時期
4	大宜味村議会	6月7日
5	東村議会	5月20日
6	今帰仁村議会	6月7日
7	本部町議会	5月13日
8	恩納村議会	5月11日
9	宜野座村議会	5月13日
10	金武町議会	4月26日
11	伊江村議会	6月9日
12	伊平屋村議会	5月20日
13	伊是名村議会	5月19日

実施済みを赤字で表記

報告（3） 転籍意向調査について

1 目的

北部医療センター開院後の人材を確保するため、毎年、2病院の職員を対象に転籍意向調査を行い、人材確保の見通しや課題を整理する。

令和4年度からは、全県立病院及び北部地区医師会病院職員を対象に、給与や休暇制制度等に係る具体的な要件を確認するなど、より精度の高い調査内容とする。

2 方法

無記名式、WEBアンケートにて実施。

紙での回答を希望する職員に対応するため、紙調査票も用意。



3 内容

(1) 基本的事項

採用区分、職種、性別、経験年数、現住所、資格等、診療科などの基本的情報を確認。

(2) 質問事項 全7問

現時点における北部医療センターへの転籍意向を確認。また、転籍を検討中の場合、条件となる給与水準や休暇制度等の労働条件などについても確認。

4 スケジュール

7月までに調査内容を確定 7月～8月 調査実施 8月～10月 集計・分析

11月以降 幹事会・協議会において結果を報告

報告（４） 整備予算の確保について

1 現状

現在、内閣府の担当部署に対し、整備基本計画や整備費用等の説明とあわせて、新たな補助制度の要望を行っている。

【要望内容】

公立沖縄北部医療センター及び琉球大学病院地域医療教育センター（仮称）に対する国庫補助割合を8 / 10に引き上げるとともに、補助対象経費の算定方法を基準額方式から事業費（実額）方式へ変更すること。

2 課題（国との調整状況）

内閣府からは、次のことが課題として示されている。

- （1）他県と比較しても充実した病院整備の補助制度がある中で、新たな制度が必要な特殊事情
- （2）北部医療センターの安定的な経営の確保
- （3）離島・へき地を含めた医療提供体制
- （4）名護市のまちづくりと連携した病院整備

3 今後の予定

内閣府から示された課題については、考え方を整理の上、協議を継続する。

また、協議状況を踏まえながら、適切な時期に県及び北部12市町村による要請等を検討する。 -15-